

令和7年

第1回おいらせ町議会定例会

# 議案書

青森県おいらせ町



令和7年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件名	頁
報告第1号	専決処分の報告について(神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約の締結について)	7
報告第2号	専決処分の報告について(いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について)	9
報告第3号	専決処分の報告について(いちょう公園体育館照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について)	11
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)について)	13
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	17
議案第1号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	19
議案第2号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	21
議案第3号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	23
議案第4号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	25
議案第5号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	27
議案第6号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第7号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	31
議案第8号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	33
議案第9号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	35
議案第10号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	37
議案第11号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	39
議案第12号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	41

議案番号	件名	頁
議案第13号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	43
議案第14号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	45
議案第15号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	47
議案第16号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	49
議案第17号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	52
議案第18号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	55
議案第19号	おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	102
議案第20号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	107
議案第21号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	109
議案第22号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	113
議案第23号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	117
議案第24号	除雪グレーダ（3.1m級）購入契約の締結について	121
議案第25号	いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の変更契約の締結について	123
議案第26号	いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について	124
議案第27号	町道の路線認定について	125
議案第28号	令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）について	127

議案番号	件名	頁
議案第29号	令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	139
議案第30号	令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)について	142
議案第31号	令和6年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	145
議案第32号	令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	148
議案第33号	令和6年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第4号)について	151
議案第34号	令和6年度おいらせ町下水道事業会計補正予算(第3号)について	152
議案第35号	令和7年度おいらせ町一般会計予算について	155
議案第36号	令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について	165
議案第37号	令和7年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について	169
議案第38号	令和7年度おいらせ町介護保険特別会計予算について	172
議案第39号	令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について	177
議案第40号	令和7年度おいらせ町病院事業会計予算について	180
議案第41号	令和7年度おいらせ町下水道事業会計予算について	183



## 報告第 1 号

### 専決処分の報告について

神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第 3 号

### 神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約の締結について

令和6年第2回おいらせ町議会定例会議案第33号をもって議会の議決を経た、神明橋橋梁補修工事請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第3号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額	3, 630, 000円の増額
変更後の契約金額	130, 680, 000円
変更前の契約金額	127, 050, 000円

令和 7 年 1 月 2 8 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆



## 報告第 2 号

### 専決処分の報告について

いちよう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第 2 号

いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の変更契約の締結について

令和6年第2回おいらせ町議会定例会議案第35号をもって議会の議決を経た、いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第3号イの規定により、次のとおり専決処分する。

### 工事期間変更

変更後	令和6年6月18日から令和7年3月31日まで
変更前	令和6年6月18日から令和7年1月31日まで

令和 7 年 1 月 2 2 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

## 報告第 3 号

### 専決処分の報告について

いちょう公園体育館照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第 4 号

いちよう公園体育館照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結  
について

令和6年第2回おいらせ町議会定例会議案第36号をもって議会の議決を経た、いちよう公園体育館照明器具改修工事請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第3号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額	957,000円の減額
変更後の契約金額	58,443,000円
変更前の契約金額	59,400,000円

令和 7 年 1 月 2 9 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

## 承認第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第 1 号

### 令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 6 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 99,897 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,077,752 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 17 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,320,323	91,897	2,412,220
	2 国庫補助金	762,278	91,897	854,175
16 県支出金		1,341,174	8,000	1,349,174
	2 県補助金	512,121	8,000	520,121
歳入合計		12,977,855	99,897	13,077,752

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		4,501,592	99,897	4,601,489
	1 社会福祉費	2,178,119	99,897	2,278,016
歳 出	合 計	12,977,855	99,897	13,077,752



## 諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

### 記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      小<sup>こ</sup>西<sup>にし</sup>久美子<sup>くみこ</sup>

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田            隆

### 提案理由

人権擁護委員（木村啓一氏）の任期満了に伴い、後任の委員に小西久美子氏を候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮問第 1 号参考資料

## 議案第 1 号

おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      おお   き   げん   えい  
                 大   木   元   英

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田            隆

### 提案理由

おいらせ町教育委員会委員（加賀真美子氏）の任期満了に伴い、後任の委員として大木元英氏を任命するため提案するものである。

議案第 1 号参考資料

## 議案第 2 号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名    よし    だ    よし    のり  
         吉    田    良    紀

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田        隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に吉田良紀氏を任命するため提案するものである。

議案第 2 号参考資料

## 議案第 3 号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      はかま 袴 だ 田 みつ 光 お 雄

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田      隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に袴田光雄氏を任命するため提案するものである。

議案第 3 号参考資料



## 議案第 4 号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      まつ松    ばやし林    かつ勝    とも智

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田      隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に松林勝智氏を任命するため提案するものである。

## 議案第 4 号参考資料

## 議案第 5 号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      いわ さき      ひとし  
                 岩 崎      仁

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田      隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に岩崎仁氏を任命するため提案するものである。

議案第 5 号参考資料

## 議案第 6 号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      ぬま 沼    だて 館    ひろ 廣    し 志

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田      隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に沼館廣志氏を任命するため提案するものである。

議案第 6 号参考資料

## 議案第 7 号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      かみくぼ たつ み  
            上久保 辰 視

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に上久保辰視氏を任命するため提案するものである。

議案第 7 号参考資料



## 議案第 8 号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      まつ松    ばやし林    かず一    や弥

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田      隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に松林一弥氏を任命するため提案するものである。

議案第 8 号参考資料

## 議案第 9 号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 久 慈 弘 子

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に久慈弘子氏を任命するため提案するものである。

議案第 9 号参考資料

## 議案第10号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏名      ひがくほ      とおる  
            日ヶ久保      亨

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成田 隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に日ヶ久保亨氏を任命するため提案するものである。

議案第 1 0 号参考資料

## 議案第11号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      たま 玉    かわ 川    つとむ 勉

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田      隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に玉川勉氏を任命するため提案するものである。

議案第 1 1 号参考資料



## 議案第12号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏名      かしわ   ざき   さち   こ  
            柏   崎   幸   子

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田      隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に柏崎幸子氏を任命するため提案するものである。

議案第 1 2 号参考資料

## 議案第13号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      田 中 正 幸  
                  <sup>た</sup> <sup>なか</sup> <sup>まさ</sup> <sup>ゆき</sup>

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に田中正幸氏を任命するため提案するものである。

議案第 1 3 号参考資料

## 議案第14号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名      たち立   はな花   とも友   ひこ彦

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田      隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に立花友彦氏を任命するため提案するものである。

議案第 1 4 号参考資料

## 議案第15号

おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

### 記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏名	ひがくぼ	ひろ	ゆき
	日ヶ久保	浩	幸

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成田 隆

### 提案理由

おいらせ町農業委員会委員に日ヶ久保浩幸氏を任命するため提案するものである。

議案第 1 5 号参考資料



## 議案第16号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、町関係条例において引用条項の改正を行うほか、所要の改正を行うため提案するものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年おいらせ町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1及び別表第2中「おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱」を「おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱」に改める。

(おいらせ町町税条例の一部改正)

第2条 おいらせ町町税条例(平成18年おいらせ町条例第52号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年おいらせ町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第17号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、町関係条例において字句の改正を行うため提案するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第27条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第28条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(おいらせ町消防団条例の一部改正)

第2条 おいらせ町消防団条例（平成18年おいらせ町条例第152号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年おいらせ町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項に

において「旧刑法」という。) 第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第28条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

## 議案第18号

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例について

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
を別紙のとおり定める。

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて、給与制度の見直しとして、町一般職  
職員の給料月額及び諸手当を改めるため提案するものである。

## おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例

(おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号を次のように改める。

### (6) 重度心身障がい者

第12条第2項第6号を同項第5号とし、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第1項中「除き、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る」を「除く」に改める。

第14条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」



に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第24条第1項第1号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「各号に定める額」の次に「(前項各号に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第35条第1項中「、第12条、第13条及び第30条」を「及び第12条」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
勤務職	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000

8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400

35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700

62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600		
87	256,300	297,400	346,400	387,000		
88	256,600	297,700	346,800	387,400		

89	256,900	298,000	347,000	387,700
90	257,200	298,300	347,400	388,200
91	257,500	298,600	347,800	388,600
92	257,800	299,000	348,200	389,000
93	258,100	299,200	348,400	389,300
94		299,400	348,800	
95		299,700	349,200	
96		300,100	349,500	
97		300,300	349,800	
98		300,600	350,200	
99		301,000	350,600	
100		301,400	351,000	
101		301,600	351,500	
102		301,900	351,900	
103		302,200	352,300	
104		302,500	352,700	
105		302,700	353,200	
106		303,000	353,600	
107		303,300	353,900	
108		303,600	354,200	
109		303,800	354,700	
110		304,200		
111		304,600		
112		304,900		
113		305,100		
114		305,300		
115		305,600		

	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。  
別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500

6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400
9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	

33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400



60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	
85		493,500	

定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

### 別表第3（第4条関係）

#### 医療職給料表（2）

職員の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円
任用短時	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
間勤務職	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
員以外の	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
職員	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400

17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800

44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600

71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100
79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500
80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900
81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300
82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800
83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200
84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600
85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	
88		294,500	332,300	353,100	
89		294,900	332,600	353,500	
90		295,100	332,800	353,800	
91		295,300	333,200	354,100	
92		295,500	333,500	354,400	
93		295,900	333,700	354,700	
94		296,100	334,000	355,100	
95		296,300	334,300	355,500	
96		296,600	334,600	355,900	
97		296,900	334,800	356,400	

	98		297,100	335,100	356,800	
	99		297,300	335,400	357,200	
	100		297,600	335,600	357,600	
	101		297,900	335,800	358,100	
	102		298,100	336,000		
	103		298,300	336,400		
	104		298,600	336,600		
	105		298,900	336,800		
	106			337,200		
	107			337,600		
	108			338,000		
	109			338,200		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額 円 193,000	基準給料 月額 円 219,600	基準給料 月額 円 248,100	基準給料 月額 円 261,700	基準給料 月額 円 287,300

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。  
別表第4（第4条関係）

### 医療職給料表（3）

職員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300

5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100

32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800



59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900

86	286,100	312,900	350,700	369,600
87	286,600	313,900	351,500	370,200
88	287,100	314,900	352,300	370,700
89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	

113	298,400	329,400	363,900
114	298,600	329,800	364,300
115	298,900	330,100	364,800
116	299,100	330,400	365,300
117	299,400	330,600	365,700
118	299,700	330,900	366,200
119	300,000	331,200	366,700
120	300,300	331,400	367,200
121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	

140	306,200	337,600
141	306,400	337,900
142	306,800	338,300
143	307,200	338,600
144	307,500	339,000
145	307,700	339,300
146	307,900	339,700
147	308,200	340,100
148	308,600	340,500
149	308,800	340,800
150	309,000	341,200
151	309,300	341,600
152	309,600	342,000
153	310,000	342,300
154	310,200	
155	310,400	
156	310,700	
157	311,000	
158	311,300	
159	311,600	
160	311,900	
161	312,300	
162	312,600	
163	312,900	
164	313,200	
165	313,600	
166	313,900	

	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額 円 239,700	基準給料 月額 円 260,200	基準給料 月額 円 267,500	基準給料 月額 円 277,900	基準給料 月額 円 294,300

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

#### 別表第5（第4条関係）

##### 教育職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900

14	228,700	247,800	366,600	450,700
15	230,800	249,200	367,800	451,500
16	232,900	250,600	369,000	452,400
17	235,000	252,000	370,200	453,300
18	236,800	253,200	371,400	453,800
19	238,500	254,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	373,700	454,800
21	241,900	257,000	374,800	455,300
22	243,200	258,200	376,000	
23	244,500	259,500	377,200	
24	245,800	260,800	378,300	
25	247,000	262,100	379,400	
26	248,100	264,000	380,600	
27	249,200	265,800	381,800	
28	250,300	267,600	382,900	
29	251,500	269,300	384,000	
30	252,800	271,500	385,200	
31	254,000	273,700	386,400	
32	255,200	275,900	387,500	
33	256,300	278,100	388,600	
34	257,500	280,300	389,800	
35	258,700	282,500	391,000	
36	259,900	284,600	392,200	
37	261,100	286,600	393,400	
38	262,300	288,500	394,700	
39	263,500	290,400	395,900	
40	264,700	292,200	397,100	

41	265,900	294,000	398,300
42	267,000	295,900	399,600
43	268,100	297,700	400,600
44	269,200	299,400	401,700
45	270,200	301,100	402,900
46	271,000	302,900	404,100
47	271,800	304,600	405,300
48	272,600	306,200	406,500
49	273,300	307,800	407,600
50	274,100	309,500	408,600
51	274,800	311,300	409,900
52	275,500	313,000	411,100
53	276,300	314,300	412,300
54	277,100	316,200	413,400
55	277,900	318,000	414,500
56	278,600	319,700	415,600
57	279,300	321,400	416,600
58	280,100	323,300	417,800
59	280,900	325,000	419,000
60	281,600	326,700	420,200
61	282,200	328,400	420,800
62	282,900	330,200	421,600
63	283,600	332,000	422,300
64	284,200	333,700	422,800
65	284,900	335,400	423,100
66	285,600	336,700	423,400
67	286,300	338,000	423,800

68	287,000	339,300	424,200
69	287,700	340,800	424,500
70	288,500	342,300	424,900
71	289,200	343,800	425,200
72	289,900	345,300	425,500
73	290,400	346,700	425,800
74	291,100	348,200	426,200
75	291,800	349,700	426,500
76	292,400	351,200	426,800
77	293,000	352,600	427,100
78	293,700	354,100	427,400
79	294,300	355,600	427,700
80	294,900	357,100	427,900
81	295,500	358,500	428,100
82	296,100	359,800	
83	296,700	361,100	
84	297,300	362,300	
85	297,800	363,500	
86	298,300	364,700	
87	298,800	365,900	
88	299,300	367,000	
89	299,700	368,100	
90	300,300	369,200	
91	300,800	370,300	
92	301,300	371,400	
93	301,600	372,500	
94	302,100	373,700	



95	302,600	374,800
96	303,000	375,900
97	303,400	376,900
98	303,900	377,900
99	304,400	378,800
100	304,800	379,700
101	305,200	380,500
102	305,600	381,500
103	306,000	382,400
104	306,300	383,300
105	306,500	384,100
106	306,800	385,000
107	307,100	385,900
108	307,300	386,800
109	307,500	387,600
110	307,700	388,600
111	308,000	389,500
112	308,300	390,400
113	308,500	391,000
114	308,700	391,900
115	308,900	392,800
116	309,200	393,700
117	309,500	394,500
118	309,700	395,200
119	310,000	396,000
120	310,300	396,800
121	310,500	397,400

122	310,700	398,100
123	310,900	398,800
124	311,200	399,400
125	311,500	400,000
126		400,700
127		401,200
128		401,800
129		402,400
130		403,000
131		403,500
132		404,000
133		404,300
134		404,600
135		404,900
136		405,200
137		405,500
138		405,800
139		406,100
140		406,400
141		406,700
142		407,000
143		407,300
144		407,600
145		407,800
146		408,100
147		408,400
148		408,600

	149		408,800		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額 円 229,700	基準給料 月額 円 276,000	基準給料 月額 円 330,000	基準給料 月額 円 411,900

備考

(1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(令和4年おいらせ町条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第26項中「第14条第1項、」を削る。

附則第28項中「、第12条、第13条及び第30条」を「及び第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においておいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表におい

て「旧号給」という。) に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、医療職(1)4級職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは

「(5) 重度心身障がい者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 施行日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第14条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

6 町長は、前項前段の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6

19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41

54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	

89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1



8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3

43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	

78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4

13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39

48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74

83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1

2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28

37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63



72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	

107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

オ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1

14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	

49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	

84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

## 議案第19号

おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に伴い、宿泊料の上限を引き上げる改正を行うほか、町関係条例において所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第7項中「定額」を「実費額」に改める。

第9条中「定額を異にする理由を生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料」を「実費額を異にする理由を生じた場合、日当については定額、宿泊料については額の多い方の実費額」に改める。

第17条を次のように改める。

（宿泊料）

第17条 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として第39条第3項各号のいずれかに定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第20条中「宿泊料定額の5夜分に相当する額」を「規則で定める宿泊料実費額の5夜分を」に、「宿泊料定額の3夜分に相当する額とする」を「規則で定める宿泊料実費額の3夜分を限度として、現に宿泊した夜数により算定される額とする」に改める。

第33条第1項第1号ア中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「改正前の旅費法」という。）」に改める。

第39条第3項に次の1号を加える。

(3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合

第41条中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「改正前の旅費法」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 16 条、第 18 条、第 20 条関係）

内国旅行の日当及び食卓料

区分	県内外	日当（1 日当たり）	食卓料（1 夜につき）	備考
職員	県内		2,200 円	
	県外	2,000 円		
医師	県内		2,600 円	
	県外	2,000 円		

別表第 4 備考中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「改正前の旅費法」に改める。

別表第 5 中「第 35 条」の次に「、第 35 条の 2」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（改正後のおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例における経過措置）

2 この条例による改正後のおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（おいらせ町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

3 おいらせ町固定資産評価審査委員会条例（平成 18 年おいらせ町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「おいらせ町職員に関する旅費支給条例」を「おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例」に改める。

（おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部改正）



4 おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例（平成18年おいらせ町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額については、おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号。以下「旅費支給条例」という。）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

（おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

5 おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例（平成18年おいらせ町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おいらせ町職員に関する旅費支給条例」を「おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例」に改める。

（おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の一部改正）

6 おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例（平成18年おいらせ町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の定めるところにより支給する」を「及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号。以下「旅費支給条例」という。）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする」に改め、同条第4項中「おいらせ町職員に関する旅費支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）」を「旅費支給条例」に改める。

第3条中「おいらせ町職員に関する旅費支給条例」を「旅費支給条例」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	県内外	日当 (1 日当たり)	食卓料 (1 夜につき)	備考
町長	県内		3,000 円	
	県外	2,000 円		
副町長 教育長	県内		2,600 円	
	県外	2,000 円		

別表第 2 の 1 外国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表備考中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 2 号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）」に改める。

（改正後のおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例における経過措置）

7 前項の規定による改正後のおいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（おいらせ町議会事務局設置条例の一部改正）

8 おいらせ町議会事務局設置条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「おいらせ町職員に関する旅費支給条例」を「おいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例」に改める。

## 議案第 20 号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

附属機関の見直しに伴い、1つの附属機関の廃止と1つの附属機関の所掌事項等の見直しを行うため提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 おいらせ町地域公共交通会議の項を次のように改める。

おいらせ町地域公共交通会議	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項 (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 地域公共交通会議の運営方法その他町長が必要と認める事項	20名以内（公募による者を含む）	(1) 町の職員 (2) おいらせ町を営業区域に含む一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) おいらせ町を営業区域に含む一般貸切旅客自動車運送事業者 (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体 (5) 住民又は公共交通機関の利用者 (6) 青森運輸支局長又はその指名する者 (7) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、おいらせ町において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (9) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他町長が必要と認める者	2年以内	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の中から会長が指名	政策推進課
---------------	--	------------------	---	------	---	-------

別表第1 おいらせ町福祉有償運送運営協議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 2 1 号

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

青森県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の算定方式を4方式から3方式へ変更するとともに、経営基盤安定のための保険税率の見直しを行うため提案するものである。

## おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険税条例(平成18年おいらせ町条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.3」を「100分の7.45」に改める。

第4条を次のように改める。

### 第4条 削除

第5条中「27, 200円」を「31, 600円」に改める。

第5条の2第1号中「32, 200円」を「21, 600円」に改め、同条第2号中「16, 100円」を「10, 800円」に改め、同条第3号中「24, 150円」を「16, 200円」に改める。

第6条中「100分の1.9」を「100分の2.7」に改める。

第7条を次のように改める。

### 第7条 削除

第7条の2中「7, 600円」を「11, 400円」に改める。

第7条の3第1号中「9, 300円」を「7, 800円」に改め、同条第2号中「4, 650円」を「3, 900円」に改め、同条第3号中「6, 975円」を「5, 850円」に改める。

第8条中「100分の1.6」を「100分の2.3」に改める。

第9条を次のように改める。

### 第9条 削除

第9条の2中「9, 200円」を「13, 800円」に改める。

第9条の3中「6, 200円」を「6, 800円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「19, 040円」を「22, 120円」に改め、同号イ(ア)中「22, 540円」を「15, 120円」に改め、同号イ(イ)中「11, 270円」を「7, 560円」に改め、同号イ(ウ)中「16, 905円」を「11, 340円」に改め、同号ウ中「5, 320円」を「7, 980円」に改め、同号エ(ア)中

「6, 510円」を「5, 460円」に改め、同号エ（イ）中「3, 255円」を「2, 730円」に改め、同号エ（ウ）中「4, 883円」を「4, 095円」に改め、同号オ中「6, 440円」を「9, 660円」に改め、同号カ中「4, 340円」を「4, 760円」に改め、同項第2号ア中「13, 600円」を「15, 800円」に改め、同号イ（ア）中「16, 100円」を「10, 800円」に改め、同号イ（イ）中「8, 050円」を「5, 400円」に改め、同号イ（ウ）中「12, 075円」を「8, 100円」に改め、同号ウ中「3, 800円」を「5, 700円」に改め、同号エ（ア）中「4, 650円」を「3, 900円」に改め、同号エ（イ）中「2, 325円」を「1, 950円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 488円」を「2, 925円」に改め、同号オ中「4, 600円」を「6, 900円」に改め、同号カ中「3, 100円」を「3, 400円」に改め、同項第3号ア中「5, 440円」を「6, 320円」に改め、同号イ（ア）中「6, 440円」を「4, 320円」に改め、同号イ（イ）中「3, 220円」を「2, 160円」に改め、同号イ（ウ）中「4, 830円」を「3, 240円」に改め、同号ウ中「1, 520円」を「2, 280円」に改め、同号エ（ア）中「1, 860円」を「1, 560円」に改め、同号エ（イ）中「930円」を「780円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 395円」を「1, 170円」に改め、同号オ中「1, 840円」を「2, 760円」に改め、同号カ中「1, 240円」を「1, 360円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 080円」を「4, 740円」に改め、同号イ中「6, 800円」を「7, 900円」に改め、同号ウ中「10, 880円」を「12, 640円」に改め、同号エ中「13, 600円」を「15, 800円」に改め、同項第2号ア中「1, 140円」を「1, 710円」に改め、同号イ中「1, 900円」を「2, 850円」に改め、同号ウ中「3, 040円」を「4, 560円」に改め、同号エ

中「3,800円」を「5,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のおいらせ町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第 2 2 号

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改める。

第7条第2項中「第42条第4項第1号」を「第42条第6項第1号」に改める。

第34条第2項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に、「附則第4条」を「附則第4項」に改める。

第39条第4項中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第7項まで」を加え、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同条第8項中「附則第5条」を「附則第5項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第4項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業

所者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項にお

いて「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第49条第2項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「この項及び」の次に「第50条において準用する」を加える。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 議案第 23 号

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年おいらせ町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加え、「附則第3条」を「附則第3項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第5項中「前項」の次に「(第2号に該当する場合に限る。)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を次のように改める。

4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第6条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保

育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める」を「次に掲げる要件のいずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業

を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。



## 議案第24号

除雪グレーダ（3.1m級）購入契約の締結について

除雪グレーダ（3.1m級）購入契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年おいらせ町条例第49号）第3条の規定により、除雪グレーダ（3.1m級）購入契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- 1 契約の目的 除雪グレーダ（3.1 m級）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 31,680,000円
- 4 契約の相手方 青森県十和田市大字三本木字一本木沢  
177番1  
コマツカスタマーサポート株式会社  
東北カンパニー十和田支店  
支店長 秋元 正人





## 議案第 27 号

### 町道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

町道整備等により整備された町道の路線認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、提案するものである。

## 令和6年度 新規認定路線一覧

青葉19号線      起点    おいらせ町青葉一丁目50番地753    地先  
                  終点    おいらせ町青葉一丁目50番地755    地先  
                  延長    87.5m

秋堂8号線        起点    おいらせ町菜飯56番地1    地先  
                  終点    おいらせ町菜飯56番地3    地先  
                  延長    49.4m

秋堂9号線        起点    おいらせ町菜飯57番地    地先  
                  終点    おいらせ町菜飯58番地3    地先  
                  延長    89.3m

藤ヶ森25号線     起点    おいらせ町下明堂91番地20    地先  
                  終点    おいらせ町下明堂79番地46    地先  
                  延長    144.1m

藤ヶ森26号線     起点    おいらせ町下明堂95番地3    地先  
                  終点    おいらせ町下明堂95番地3    地先  
                  延長    18.0m

藤ヶ森27号線     起点    おいらせ町下屋敷221番地4    地先  
                  終点    おいらせ町下屋敷221番地2    地先  
                  延長    124.3m

## 議案第 28 号

令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 7 号）について

令和 6 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 209,156 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,286,908 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,678,226	21,480	2,699,706
	1 町 民 税	1,111,202	22,093	1,133,295
	2 固定資産税	1,239,026	△932	1,238,094
	3 軽自動車税	97,775	319	98,094
2 地方譲与税		131,782	224	132,006
	3 森林環境譲与税	6,782	224	7,006
3 利子割交付金		400	772	1,172
	1 利子割交付金	400	772	1,172
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		482	△182	300
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	482	△182	300
10 地方特例交付金		147,085	5,142	152,227
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	5,142	5,142
11 地方交付税		3,733,719	141,494	3,875,213
	1 地方交付税	3,733,719	141,494	3,875,213
12 交通安全対策特別交付金		2,441	△327	2,114
	1 交通安全対策特別交付金	2,441	△327	2,114
13 分担金及び負担金		26,684	△564	26,120
	2 負 担 金	21,134	△564	20,570
14 使用料及び手数料		76,956	△2,239	74,717



(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 使用料	63,204	△2,282	60,922
	2 手数料	13,752	43	13,795
15 国庫支出金		2,412,220	61,831	2,474,051
	1 国庫負担金	1,552,213	36,902	1,589,115
	2 国庫補助金	854,175	24,953	879,128
	3 国庫委託金	5,832	△24	5,808
16 県支出金		1,349,174	△17,700	1,331,474
	1 県負担金	771,274	5,442	776,716
	2 県補助金	520,121	△23,873	496,448
	3 県委託金	57,779	531	58,310
17 財産収入		41,896	△27,760	14,136
	1 財産運用収入	11,992	122	12,114
	2 財産売払収入	29,904	△27,882	2,022
18 寄附金		24,001	11,136	35,137
	1 寄附金	24,001	11,136	35,137
19 繰入金		617,225	△4,967	612,258
	2 基金繰入金	606,375	△4,967	601,408
21 諸収入		150,877	△20,884	129,993
	1 延滞金・加算金及び過料	6,002	△1,347	4,655
	5 雑入	140,758	△19,537	121,221

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 町 債		972,830	41,700	1,014,530
	1 町 債	972,830	41,700	1,014,530
歳 入	合 計	13,077,752	209,156	13,286,908

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,999	△1,336	106,663
	1 議会費	107,999	△1,336	106,663
2 総務費		1,770,129	240,845	2,010,974
	1 総務管理費	766,482	192,979	959,461
	2 企画費	463,386	67,489	530,875
	3 徴税費	425,079	△16,789	408,290
	4 戸籍住民登録費	94,299	△1,943	92,356
	5 選挙費	18,011	△858	17,153
	7 監査委員費	971	△33	938
3 民生費		4,601,489	10,094	4,611,583
	1 社会福祉費	2,278,016	△60,337	2,217,679
	2 児童福祉費	2,323,451	70,431	2,393,882
4 衛生費		1,020,845	△56,889	963,956
	1 保健衛生費	459,476	△42,579	416,897
	2 清掃費	322,290	△18,037	304,253
	3 上水道費	698	210	908
	4 病院費	238,381	3,517	241,898
5 労働費		785	△28	757
	1 労働諸費	785	△28	757
6 農林水産業費		254,695	△2,530	252,165

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	235,661	△1,823	233,838
	2 林業費	5,970	558	6,528
	3 水産業費	13,064	△1,265	11,799
7 商工費		108,438	△4,287	104,151
	1 商工費	108,438	△4,287	104,151
8 土木費		1,573,035	92,854	1,665,889
	1 土木管理費	86,324	△1,263	85,061
	2 道路橋りょう費	794,200	88,088	882,288
	3 都市計画費	680,138	6,029	686,167
	4 住宅費	12,373	0	12,373
9 消防費		542,192	△8,777	533,415
	1 消防費	542,192	△8,777	533,415
10 教育費		2,142,904	△65,955	2,076,949
	1 教育総務費	189,364	△13,861	175,503
	2 小学校費	293,373	18,590	311,963
	3 中学校費	593,465	△17,184	576,281
	4 社会教育費	244,373	△3,045	241,328
	5 保健体育費	822,329	△50,455	771,874
12 公債費		935,231	5,165	940,396
	1 公債費	935,231	5,165	940,396

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	13,077,752	209,156	13,286,908

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設測量・調査・設計事業	千円 313,298	令和6年度	千円 139,471	千円 271,294	令和6年度	千円 99,658
				令和7年度	173,827		令和7年度	171,636
10 教育費	3 中学校費	木ノ下中学校講堂改築事業	千円 906,496	令和6年度	千円 453,248	千円 850,852	令和6年度	千円 420,426
				令和7年度	453,248		令和7年度	430,426

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	生活支援商品券支給事業	千円 78,661
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	25,070
3 民生費	1 社会福祉費	原油価格・物価高騰対策支援事業	5,040
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道舗装補修事業	79,167
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう整備事業	5,940
10 教育費	2 小学校費	小学校防犯施設整備事業	34,582
10 教育費	3 中学校費	中学校防犯施設整備事業	21,156

## 第4表 地方債補正

### 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道舗装補修事業 (緊急自然災害防止対策事業)	千円  79,100	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

### 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新庁舎建設事業 (緊急防災・減災事業)	千円  9,200	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円  10,600	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
洗平地区農業構造改善センター改修事業 (適正管理推進事業)	8,700				7,400			
明神下コミュニティ防災センター改修事業 (適正管理推進事業)	19,600				18,000			
上谷地地区通作条件整備事業	7,500				5,800			



起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上谷地中堤地区ため池等整備事業	千円 2,200	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 500	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
町道舗装補修事業	18,500				13,400			
住吉町線整備事業	9,300				8,900			
ホース乾燥台整備事業	2,200				2,100			
百石第4分回水槽付消防ポンプ自動車購入事業	73,300				71,900			
本町地区コミュニティ消防センター改修事業 (適正管理推進事業)	13,600				12,800			
小学校防犯施設整備事業	4,500				23,500			
木ノ下中学校講堂改築事業	274,100				259,900			
中学校防犯施設整備事業	2,700				14,300			
いちよう公園体育館改修事業 (適正管理推進事業)	97,300	97,000						

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
いちよう公園テニスコート改修事業 (適正管理推進事業)	千円 41,900	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 35,900	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
下田公園テニスコート解体事業 (適正管理推進事業)	7,300				6,400			
いちよう公園体育館改修事業 (脱炭素化推進事業)	83,400				53,400			
町民交流センター改修事業 (脱炭素化推進事業)	97,300				95,600			
北公民館改修事業 (適正管理推進事業)	3,600				3,400			
東公民館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	1,900				1,700			
みなくる館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	1,000				900			

## 廃止

起債の目的	限度額
いちよう公園多目的グラウンド照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	千円 1,700

## 議案第 29 号

令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）  
について

令和 6 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97,827 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,455,370 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		474,355	△6,324	468,031
	1 国民健康保険税	474,355	△6,324	468,031
3 県支出金		1,546,270	115,486	1,661,756
	1 県補助金	1,546,270	115,486	1,661,756
5 繰入金		280,549	△8,210	272,339
	1 一般会計繰入金	235,340	△7,158	228,182
	2 基金繰入金	45,209	△1,052	44,157
7 諸収入		14,512	△3,125	11,387
	1 延滞金・加算金及び過料	8,603	△3,151	5,452
	3 雑入	5,908	26	5,934
歳入	合計	2,357,543	97,827	2,455,370

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		70,384	△1,810	68,574
	1 総務管理費	64,147	△1,763	62,384
	2 徴税費	5,733	△47	5,686
2 保険給付費		1,508,312	99,788	1,608,100
	1 療養諸費	1,306,187	74,600	1,380,787
	2 高額療養費	190,152	24,200	214,352
	4 出産育児一時金	9,533	988	10,521
3 国民健康保険事業費納付金		725,703	0	725,703
	1 医療給付費分	483,452	0	483,452
5 保健事業費		37,404	△217	37,187
	1 特定健康診査等事業費	21,363	△217	21,146
	2 保健事業費	15,810	0	15,810
7 諸支出金		13,731	66	13,797
	1 償還金及び還付加算金	12,191	△225	11,966
	2 繰出金	1,540	291	1,831
歳 出	合 計	2,357,543	97,827	2,455,370

## 議案第30号

令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,889千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		18	96	114
	1 寄附金	18	96	114
3 繰入金		7,715	△6,075	1,640
	2 基金繰入金	6,109	△6,075	34
5 諸収入		10,997	90	11,087
	1 貸付金元利収入	10,997	90	11,087
歳入	合計	19,191	△5,889	13,302

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		19,191	△5,889	13,302
	1 奨学資金貸付事業費	19,191	△5,889	13,302
歳 出	合 計	19,191	△5,889	13,302



## 議案第 3 1 号

令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 8, 3 4 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 4 6 8, 5 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		513,759	2,062	515,821
	1 介護保険料	513,759	2,062	515,821
2 使用料及び手数料		114	△49	65
	1 手数料	114	△49	65
3 国庫支出金		496,639	△20,515	476,124
	1 国庫負担金	410,856	△19,776	391,080
	2 国庫補助金	85,833	△739	85,094
4 支払基金交付金		618,520	△68,876	549,644
	1 支払基金交付金	618,520	△68,876	549,644
5 県支出金		326,368	△17,426	308,942
	1 県負担金	313,080	△16,462	296,618
	2 県補助金	13,288	△964	12,324
7 繰入金		427,942	6,434	434,376
	1 一般会計繰入金	427,816	△24,650	403,166
	2 基金繰入金	126	31,084	31,210
9 諸収入		8,326	23	8,349
	1 延滞金・加算金及び過料	10	23	33
歳入	合計	2,566,931	△98,347	2,468,584

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		239,148	△827	238,321
	1 総務管理費	219,962	△328	219,634
	2 徴収費	3,406	△89	3,317
	3 介護認定審査会費	14,938	△410	14,528
2 保険給付費		2,227,500	△90,850	2,136,650
	1 介護サービス等諸費	2,058,500	△90,000	1,968,500
	2 介護予防サービス等諸費	29,900	△850	29,050
	3 その他諸費	2,200	0	2,200
	4 高額介護サービス等費	48,200	0	48,200
	5 高額医療合算介護サービス等費	7,800	0	7,800
	6 特定入所者介護サービス等費	80,900	0	80,900
3 地域支援事業費		99,774	△6,670	93,104
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	55,592	△4,419	51,173
	2 一般介護予防事業費	22,883	△364	22,519
	3 包括的支援事業・任意事業費	9,842	△1,181	8,661
	4 介護予防支援事業費	11,244	△706	10,538
歳 出	合 計	2,566,931	△98,347	2,468,584

## 議案第 3 2 号

令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)  
について

令和 6 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 4, 3 9 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		204,967	4,210	209,177
	1 後期高齢者医療保険料	204,967	4,210	209,177
2 使用料及び手数料		53	△4	49
	1 手数料	53	△4	49
3 繰入金		104,147	△2,944	101,203
	1 一般会計繰入金	104,147	△2,944	101,203
5 諸収入		17,131	△453	16,678
	1 延滞金、加算金及び過料	1	8	9
	2 償還金及び還付加算金	400	△197	203
	3 受託事業収入	16,730	△264	16,466
歳入	合計	333,587	809	334,396

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		19,011	△83	18,928
	2 徴収費	2,058	△83	1,975
2 後期高齢者医療広域連合納付金		301,343	1,035	302,378
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	301,343	1,035	302,378
3 保健事業費		12,832	△143	12,689
	1 保健事業費	12,832	△143	12,689
4 諸支出金		401	0	401
	1 償還金及び還付加算金	400	0	400
歳 出 合 計		333,587	809	334,396

## 議案第 3 3 号

令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 4 号）について

第 1 条 令和 6 年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 事業収益	1,131,022 千円	△20,437 千円	1,110,585 千円
第 1 項 医業収益	961,119 千円	△25,123 千円	935,996 千円
第 2 項 医業外収益	169,901 千円	4,686 千円	174,587 千円
	支 出		
第 1 款 事業費用	1,131,022 千円	△20,437 千円	1,110,585 千円
第 1 項 医業費用	1,122,821 千円	△18,347 千円	1,104,474 千円
第 2 項 医業外費用	6,199 千円	△ 2,090 千円	4,109 千円

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	603,367 千円	△ 9,385 千円	593,982 千円

第 4 条 予算第 9 条中「101,500 千円」を「104,100 千円」に改める。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 議案第34号

令和6年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第3号）について

（総則）

第1条 令和6年度おいらせ町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度おいらせ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款	事業収益	887,242千円	7,861千円	895,103千円
第1項	営業収益	221,600千円	△45千円	221,555千円
第2項	営業外収益	665,642千円	7,906千円	673,548千円
		支 出		
第1款	事業費	771,912千円	△12,458千円	759,454千円
第1項	営業費用	666,780千円	△11,358千円	655,422千円
第3項	特別損失	13,406千円	△1,100千円	12,306千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額201,329千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額206,648千円」に、「当年度利益剰余金処分量54,872千円」を「当年度利益剰余金処分量60,191千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。



(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	681,362 千円	△55,089 千円	626,273 千円
第1項 企業債	366,300 千円	△60,300 千円	306,000 千円
第2項 他会計補助金	294,530 千円	5,841 千円	300,371 千円
第4項 負担金及び分担金	1,532 千円	△630 千円	902 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	882,691 千円	△49,770 千円	832,921 千円
第1項 建設改良費	201,676 千円	△49,770 千円	151,906 千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

補 正 前

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 392,800	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良 (管きよ改良)	千円 60,300	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
建設改良 (馬淵川流域下水道)	千円 17,800			
準建設改良 (資本費平準化債)	千円 250,700			
準建設改良 (公営企業適用債)	千円 3,700			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	37,991 千円	△152 千円	37,839 千円

(利益剰余金の処分)

第6条 予算第10条に定めた金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減債積立金	54,872 千円	5,319 千円	60,191 千円

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 議案第 35 号

### 令和 7 年度おいらせ町一般会計予算について

令和 7 年度おいらせ町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,315,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

#### (一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 町 税		2,766,487	2,567,702	198,785
	1 町 民 税	1,235,499	1,054,296	181,203
	2 固定資産税	1,209,814	1,197,066	12,748
	3 軽自動車税	98,775	96,117	2,658
	4 町たばこ税	222,399	220,223	2,176
2 地方譲与税		135,006	131,782	3,224
	1 地方揮発油譲与税	30,000	30,000	0
	2 自動車重量譲与税	98,000	95,000	3,000
	3 森林環境譲与税	7,006	6,782	224
3 利子割交付金		1,000	400	600
	1 利子割交付金	1,000	400	600
4 配当割交付金		5,200	5,200	0
	1 配当割交付金	5,200	5,200	0
5 株式等譲渡所得割交付金		5,200	5,200	0
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,200	5,200	0
6 法人事業税交付金		26,000	21,000	5,000
	1 法人事業税交付金	26,000	21,000	5,000
7 地方消費税交付金		600,000	590,000	10,000
	1 地方消費税交付金	600,000	590,000	10,000
8 環境性能割交付金		10,900	9,300	1,600

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 環境性能割交付金	10,900	9,300	1,600
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300	482	△182
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	482	△182
10 地方特例交付金		32,000	138,921	△106,921
	1 地方特例交付金	32,000	138,921	△106,921
11 地方交付税		3,482,346	3,524,867	△42,521
	1 地方交付税	3,482,346	3,524,867	△42,521
12 交通安全対策特別交付金		2,228	2,441	△213
	1 交通安全対策特別交付金	2,228	2,441	△213
13 分担金及び負担金		27,752	26,917	835
	1 分 担 金	5,550	5,550	0
	2 負 担 金	22,202	21,367	835
14 使用料及び手数料		73,134	76,956	△3,822
	1 使 用 料	59,698	63,204	△3,506
	2 手 数 料	13,436	13,752	△316
15 国庫支出金		2,411,917	1,635,886	776,031
	1 国庫負担金	1,645,715	1,303,667	342,048
	2 国庫補助金	760,651	326,387	434,264
	3 国庫委託金	5,551	5,832	△281
16 県支出金		1,372,423	1,134,121	238,302

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 県負担金	751,566	693,694	57,872
	2 県補助金	557,497	398,172	159,325
	3 県委託金	63,360	42,255	21,105
17 財産収入		18,330	41,646	△23,316
	1 財産運用収入	16,828	11,742	5,086
	2 財産売払収入	1,502	29,904	△28,402
18 寄附金		24,002	24,001	1
	1 寄附金	24,002	24,001	1
19 繰入金		449,077	599,613	△150,536
	1 特別会計繰入金	2	2	0
	2 基金繰入金	449,075	599,611	△150,536
20 繰越金		20,000	20,000	0
	1 繰越金	20,000	20,000	0
21 諸収入		72,998	97,045	△24,047
	1 延滞金・加算金及び過料	4,961	6,002	△1,041
	2 町預金利子	1	1	0
	3 貸付金元利収入	1,700	2,079	△379
	4 受託事業収入	2,811	2,037	774
	5 雑入	63,525	86,926	△23,401
22 町債		778,700	846,520	△67,820

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 町 債	778,700	846,520	△67,820
歳 入	合 計	12,315,000	11,500,000	815,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費		102,595	107,124	△4,529
	1 議会費	102,595	107,124	△4,529
2 総務費		1,825,506	1,267,523	557,983
	1 総務管理費	771,176	575,185	195,991
	2 企画費	641,565	437,955	203,610
	3 徴税費	254,597	156,190	98,407
	4 戸籍住民登録費	113,853	93,327	20,526
	5 選挙費	34,812	1,829	32,983
	6 統計調査費	8,279	2,066	6,213
	7 監査委員費	1,224	971	253
3 民生費		4,616,017	3,884,658	731,359
	1 社会福祉費	1,990,415	1,818,606	171,809
	2 児童福祉費	2,625,602	2,066,030	559,572
	× 災害救助費	0	22	△22
4 衛生費		971,444	954,663	16,781
	1 保健衛生費	395,036	404,819	△9,783
	2 清掃費	330,470	317,570	12,900
	3 上水道費	918	698	220
	4 病院費	245,020	231,576	13,444
5 労働費		498	785	△287



(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 労働諸費	498	785	△287
6 農林水産業費		241,527	225,243	16,284
	1 農業費	218,365	207,949	10,416
	2 林業費	11,246	4,348	6,898
	3 水産業費	11,916	12,946	△1,030
7 商工費		113,206	103,399	9,807
	1 商工費	113,206	103,399	9,807
8 土木費		1,201,154	1,502,727	△301,573
	1 土木管理費	94,149	83,715	10,434
	2 道路橋りょう費	632,917	748,169	△115,252
	3 都市計画費	464,376	663,465	△199,089
	4 住宅費	9,712	7,378	2,334
9 消防費		510,189	537,831	△27,642
	1 消防費	510,189	537,831	△27,642
10 教育費		1,850,729	1,960,806	△110,077
	1 教育総務費	195,161	183,293	11,868
	2 小学校費	167,495	248,056	△80,561
	3 中学校費	618,835	513,228	105,607
	4 社会教育費	305,882	242,266	63,616
	5 保健体育費	563,356	773,963	△210,607

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
11 災害復旧費		10	10	0
	1 公共土木施設災害復旧費	10	10	0
12 公債費		882,125	935,231	△73,106
	1 公債費	882,125	935,231	△73,106
13 予備費		20,000	20,000	0
	1 予備費	20,000	20,000	0
歳出	合計	12,315,000	11,500,000	815,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
新庁舎建設事業 (緊急防災・減災事業)	千円 67,500	証書借入	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
二川目地区生活会館改修事業 (適正管理推進事業)	19,500			
阿光坊地区農事集会所改修事業 (適正管理推進事業)	11,700			
川口保育園整備費補助事業	68,700			
上谷地地区通作条件整備事業	3,800			
農村環境改善センター改修事業 (適正管理推進事業)	2,700			
百石漁港機能保全事業	6,300			
白鳥監視小屋改修事業 (適正管理推進事業)	1,100			
町道舗装補修事業	21,700			
橋りょう補修事業	44,500			
町道舗装補修事業 (適正管理推進事業)	23,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業	3,600	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
下田第5分団水槽付消防ポンプ自動車購入事業 (緊急防災・減災事業)	45,300			
百石第3分団拠点施設改修事業 (適正管理推進事業)	12,100			
百石第7分団拠点施設改修事業 (適正管理推進事業)	7,700			
木ノ下中学校講堂改築事業	251,400			
下田公園野球場改修事業 (適正管理推進事業)	89,200			
いちょう公園多目的グラウンド照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	42,500			
北公民館改修事業 (適正管理推進事業)	12,000			
東公民館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	16,500			
みなくる館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	21,000			
北公民館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	6,600			
合 計	778,700			

## 議案第36号

### 令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について

令和7年度おいらせ町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,400,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税		454,130	446,229	7,901
	1 国民健康保険税	454,130	446,229	7,901
2 使用料及び手数料		542	512	30
	1 手数料	542	512	30
3 県支出金		1,649,336	1,514,086	135,250
	1 県補助金	1,649,336	1,514,086	135,250
4 財産収入		97	8	89
	1 財産運用収入	97	8	89
5 繰入金		289,385	329,265	△39,880
	1 一般会計繰入金	231,685	227,532	4,153
	2 基金繰入金	57,700	101,733	△44,033
6 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
7 諸収入		7,389	10,615	△3,226
	1 延滞金・加算金及び過料	5,376	8,603	△3,227
	2 受託事業収入	1	1	0
	3 雑入	2,012	2,011	1
歳入	合計	2,400,880	2,300,716	100,164

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		54,768	52,348	2,420
	1 総務管理費	49,332	46,164	3,168
	2 徴税費	4,899	5,733	△834
	3 運営協議会費	227	226	1
	4 趣旨普及費	310	225	85
2 保険給付費		1,605,393	1,473,577	131,816
	1 療養諸費	1,380,655	1,273,987	106,668
	2 高額療養費	213,800	190,152	23,648
	3 移送費	40	40	0
	4 出産育児一時金	8,498	6,998	1,500
	5 葬祭諸費	2,300	2,200	100
	6 傷病手当金	100	200	△100
3 国民健康保険事業費納付金		697,013	730,798	△33,785
	1 医療給付費分	467,639	491,000	△23,361
	2 後期高齢者支援金分	167,425	176,234	△8,809
	3 介護納付金分	61,949	63,564	△1,615
4 保健事業費		36,789	37,067	△278
	1 特定健康診査等事業費	21,792	21,275	517
	2 保健事業費	14,757	15,561	△804
	3 特別総合保健施設事業費	240	231	9

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
5 基金積立金		97	8	89
	1 基金積立金	97	8	89
6 諸支出金		4,820	4,917	△97
	1 償還金及び還付加算金	3,280	3,377	△97
	2 繰出金	1,540	1,540	0
7 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
× 共同事業拠出金		0	1	△1
	× 共同事業拠出金	0	1	△1
歳出	合計	2,400,880	2,300,716	100,164



## 議案第 37 号

令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について

令和 7 年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,567 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入		114	3	111
	1 財産運用収入	114	3	111
2 寄附金		1	1	0
	1 寄附金	1	1	0
3 繰入金		6,573	8,138	△1,565
	1 一般会計繰入金	1,611	1,615	△4
	2 基金繰入金	4,962	6,523	△1,561
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		10,878	10,997	△119
	1 貸付金元利収入	10,878	10,997	△119
歳入	合計	17,567	19,140	△1,573

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業費		17,567	19,140	△1,573
	1 奨学資金貸付事業費	17,567	19,140	△1,573
歳 出	合 計	17,567	19,140	△1,573

## 議案第 38 号

### 令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計予算について

令和 7 年度おいらせ町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 429, 756 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

#### (歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料		511,284	520,648	△9,364
	1 介護保険料	511,284	520,648	△9,364
2 使用料及び手数料		106	114	△8
	1 手数料	106	114	△8
3 国庫支出金		495,217	496,090	△873
	1 国庫負担金	409,024	410,858	△1,832
	2 国庫補助金	86,193	85,234	959
4 支払基金交付金		617,074	617,735	△661
	1 支払基金交付金	617,074	617,735	△661
5 県支出金		326,833	326,069	764
	1 県負担金	313,411	313,080	331
	2 県補助金	13,399	12,986	433
	3 県委託金	23	23	0
6 財産収入		115	9	106
	1 財産運用収入	115	9	106
7 繰入金		471,065	466,245	4,820
	1 一般会計繰入金	424,694	437,095	△12,401
	2 基金繰入金	46,371	29,150	17,221
8 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
9 諸 収 入		8,061	8,326	△265
	1 延滞金・加算金及び過料	10	10	0
	2 雑 入	8,051	8,316	△265
歳 入	合 計	2,429,756	2,435,237	△5,481

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		106,391	110,034	△3,643
	1 総務管理費	90,857	90,891	△34
	2 徴収費	3,515	3,406	109
	3 介護認定審査会費	10,804	14,895	△4,091
	4 介護保険運営協議会費	389	389	0
	5 計画策定費	826	0	826
	× 趣旨普及費	0	453	△453
2 保険給付費		2,222,880	2,227,500	△4,620
	1 介護サービス等諸費	2,053,100	2,058,500	△5,400
	2 介護予防サービス等諸費	30,580	29,900	680
	3 その他諸費	2,300	2,200	100
	4 高額介護サービス等費	48,200	48,200	0
	5 高額医療合算介護サービス等費	7,800	7,800	0
	6 特定入所者介護サービス等費	80,900	80,900	0
3 地域支援事業費		99,870	97,194	2,676
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	54,117	55,932	△1,815
	2 一般介護予防事業費	25,972	20,037	5,935
	3 包括的支援事業・任意事業費	9,379	9,812	△433
	4 介護予防支援事業費	10,216	11,200	△984
	5 その他諸費	186	213	△27

(單位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	
4 基金積立金		115	9	106	
	1 基金積立金	115	9	106	
5 予備費		500	500	0	
	1 予備費	500	500	0	
歳	出	合計	2,429,756	2,435,237	△5,481



## 議案第 39 号

### 令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について

令和 7 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 1 1, 6 7 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 後期高齢者医療保険料		186,102	171,581	14,521
	1 後期高齢者医療保険料	186,102	171,581	14,521
2 使用料及び手数料		64	53	11
	1 手数料	64	53	11
3 繰入金		108,562	104,662	3,900
	1 一般会計繰入金	108,562	104,662	3,900
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		16,948	18,011	△1,063
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1	0
	2 償還金及び還付加算金	400	400	0
	3 受託事業収入	16,547	17,610	△1,063
歳入合計		311,677	294,308	17,369

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		23,138	20,270	2,868
	1 総務管理費	20,962	18,212	2,750
	2 徴収費	2,176	2,058	118
2 後期高齢者医療広域連合納付金		275,453	261,889	13,564
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	275,453	261,889	13,564
3 保健事業費		12,685	11,748	937
	1 保健事業費	12,685	11,748	937
4 諸支出金		401	401	0
	1 償還金及び還付加算金	400	400	0
	2 繰出金	1	1	0
歳 出	合 計	311,677	294,308	17,369

## 議案第40号

### 令和7年度おいらせ町病院事業会計予算について

(総則)

第1条 令和7年度おいらせ町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |             |             |  |
|-------------|-------------|-------------|--|
| (1) 病床数     | 73 床        |             |  |
| (2) 年間延患者数  | 入院 21,000 人 | 外来 28,600 人 |  |
| (3) 1日平均患者数 | 入院 57.5 人   | 外来 116.7 人  |  |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 事業収益	1,135,272 千円
第1項 医業収益	951,954 千円
第2項 医業外収益	183,316 千円
第3項 特別利益	2 千円

#### 支 出

第1款 事業費用	1,135,272 千円
第1項 医業費用	1,127,923 千円
第2項 医業外費用	5,347 千円
第3項 特別損失	2 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 23,099 千円は、当年度分損

益勘定留保資金 23,099 千円で補てんするものとする。 )。

収 入

第 1 款 資本的収入	97,590 千円
第 1 項 企業債	75,790 千円
第 2 項 他会計出資金	20,699 千円
第 3 項 国庫補助金	1 千円
第 4 項 県補助金	1,100 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	120,689 千円
第 1 項 建設改良費	77,679 千円
第 2 項 企業債償還金	40,610 千円
第 3 項 投資その他の資産	2,400 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 75,790	証書借入	% 3.5 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、

次のとおりと定める。

(1) 各項のうち、第8条以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 665,870 千円

(2) 交際費 150 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する主な財産

種類	名称	数量
医療機器	全身用X線CT装置	一式
医療機器	特浴槽	一式

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成田 隆

## 議案第41号

### 令和7年度おいらせ町下水道事業会計予算について

#### (総則)

第1条 令和7年度おいらせ町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 接続戸数     | 6,443 戸                  |
| (2) 年間総排水量   | 1,241,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均排水量  | 3,400 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主な建設改良事業 |                          |
| 管路建設改良事業     | 126,538 千円               |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中総係費 4,646 千円の財源に充てるため、企業債 4,600 千円を借り入れる。

#### 収 入

- |           |            |
|-----------|------------|
| 第1款 事業収益  | 855,631 千円 |
| 第1項 営業収益  | 226,723 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 628,908 千円 |

#### 支 出

- |           |            |
|-----------|------------|
| 第1款 事業費   | 784,205 千円 |
| 第1項 営業費用  | 676,460 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 105,725 千円 |
| 第3項 特別損失  | 20 千円      |
| 第4項 予備費   | 2,000 千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額136,311千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,998千円、当年度分損益勘定留保資金64,885千円、当年度利益剰余金処分額62,428千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	708,431千円
第1項	企業債	554,300千円
第2項	他会計補助金	126,128千円
第3項	補助金	27,000千円
第4項	負担金及び分担金	1,003千円

支 出

第1款	資本的支出	844,742千円
第1項	建設改良費	179,708千円
第2項	企業債償還金	665,029千円
第3項	基金積立金	5千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 (管きよ改良)	千円 65,200	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後に)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は
建設改良 (馬淵川流域 下水道)	千円 46,900			



準建設改良 (資本費平準 化債)	千円 442,200	においては、当該見 直し後の利率)	低利に借換えす ることができ る。
準建設改良 (公営企業適 用債)	千円 4,600		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31,379千円

(繰出基準を超える補助金)

第9条 下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、19,383千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 62,428千円

令和7年3月6日 提出

おいらせ町長 成田 隆